



サーマカットの一般的なビジネス条件

企業ID番号：469 63 715、登録事務所：Sokolovskául. 574、Mařatice、郵便番号：686
01、UherskéHradiště

1. 一般的なビジネス条件の範囲と適用

- 1.1 これらの一般取引条件（以下「GBC」）は、サーマカット企業ID番号：469 63 715、登録事務所：Sokolovskául. 574、Mařatice、郵便番号：686 01、UherskéHradiště（以下「**売り手**」）および契約交渉中の契約および関係を含む商品の受取人としての他の契約当事者（以下「**買い手**」）の間で購入契約（以下「**契約**」）に基づいて発生する商品（以下「**商品**」）の供給における契約関係を規定します。これらのGBCは、締結されると、契約の不可欠な部分になります。
- 1.2 締結された契約の特定の規定は、GBCよりも売り手と買い手の間の合意されたビジネスケースに優先的に適用されます。
- 1.3 売り手と買い手がフレームワーク契約を締結した場合、売り手と買い手の両方がこれらのGBCをこのような枠組み合意に基づいて締結された各下請契約の不可欠な部分を考慮すると判断します。（該当する場合、特定の下請けの各拘束力のあるオファーを送信する時点、または下請けを締結する時点で修正されます。）これらのGBCの第2.6および2.7項は、フレームワーク契約の締結に類似して適用されるものとします。
- 1.4 契約書または契約書の交渉から生じる関係は、売り手との契約で明示的に合意されない限り、買い手のビジネス条件の規定に準拠しません。改正された民法（以下「民法」）、第89/2012法案の第2項1751節規定の適用は除外されます。
- 1.5 契約、ならびにその基で、またはそれに関連して売り手と買い手の間で確立されたすべての法的関係は、国際物品売買契約に関するウィーン条約を除き、チェコ共和国の法律に準拠するものとします。
- 1.6 契約言語はチェコ語であり、他の言語訳より優先されます。

2. 契約の締結

- 2.1 事業の範囲内で売り手が提供する商品に関して、買い手は次のいずれかの形式で売り手に問い合わせるものとします。（i）電話、（ii）郵便、（iii）電子メール obchod@thermacut.cz（チェコ語でのコミュニケーション用）またはsales@thermacut.cz（異なる言語でのコミュニケーション用）、（v）www.thermacut.czのオンラインフォーム経由、または（vi）売り手の事業所への直接配達される書面、買い手の自由選択（以下「**問い合わせ**」）に応じて、売り手へ伝えます。
- 問い合わせでは、買い手は、拘束力のあるオファー、提案された支払い方法（現金、代金引換、電信送金）、梱包および輸送の特別な要件を受け取るために、その連絡先の電子メールアドレスを明記するものとします。
- お問い合わせの詳細な要件と売り手の連絡先データは、売り手のウェブサイトwww.thermacut.czの「注文方法」にある特定のフォームに記載されています。



- 2.2 買い手からの問い合わせに基づいて、売り手は、2.1項による買い手の問い合わせの配信後、遅滞なく、問い合わせに記載された買い手の電子メールアドレスに、その拘束力のあるオファー（「**拘束力のあるオファー**」）を送信します。
- 拘束力のある申し出には、とりわけ、商品の種類と数量、その合計購入価格、商品の配送期間（商品が輸送されるかどうかを考慮に入れて）、およびこれらのGBCへの言及が含まれます。
- 買い手が問い合わせで連絡先の電子メールアドレスを記載できなかった場合、売り手は買い手が会社
- 2.3 契約ある場合、買い手の登録オフィス/事業所の住所の通信料またはsales@thermacut.cz（別の言語での通信料）またはsales@thermacut.cz（別の言語での通信料）へEメールを送り、条件なしで拘束力のあるオファーを受け入れる（確認する）時点で締結します。
- 拘束力のあるオファーを確認することにより、買い手は売り手にこれらのGBCを読んだことを確認し、売り手による拘束力のあるオファーの配信時に修正されたGBCへ無条件に同意し、GBCを受け入れ、GBCに準拠します。
- 2.4 追加、予約、制限、逸脱、またはその他の変更を条件とする拘束力のあるオファーの受け入れは、売り手が受け入れる義務のない新しい提案です。
- そのような新しい提案の受け入れは、売り手が明示的な方法で行わなければなりません。そうでない場合、売り手が商品を発送したとしても、契約は確立されません。
- 売り手による新しい提案の事前または後の明示的な承諾なしに商品を発送する場合、買い手は売り手の要求に応じて商品を返品し、商品の発送に関連して発生した費用を売り手に補償する義務があります。
- 2.5 売り手が、追加、予約、制限、逸脱またはその他の変更を条件として、買い手の新しい提案（これらのGBCの2.4項）を受け入れた場合、買い手は、obchod @ thermacut.cz（チェコ語でのコミュニケーションの場合）またはsales@thermacut.cz（別の言語でのコミュニケーションの場合）に対して売り手の変更に対する不同意を確認する義務があります。受理日から1営業日以内に買い手がそうしなかった場合、買い手は変更を伴う提案を受け入れたとみなされます。
- 2.6 契約は、上記とは別の方法で締結することもできます（個別の契約案の交渉による）が、そのような場合、契約は、書面での条件の解除または追加など、買い手と売り手が契約書の完全な文言に同意した時点でのみ締結されます。
- 2.7 契約を締結する瞬間まで、買い手は契約が締結されることを信託することは出来ません。

3. 契約当事者の権利と義務

商品の欠陥、保証条件

- 3.1 売り手は、(i) 注文された商品を、合意された供給場所で適切かつタイムリーに買い手に供給し、(ii) 商品に関連する書類を買い手に提供し、(iii) 買い手が商品の所有権を取得できるようにする義務があります。売り手は、売り手のウェブサイト（www.thermacut.cz、www.ex-trafire.com、www.ex-trabeam.net）で拘束力のあるオファーを送信するときに発行された商品の技術データシートに記載されている品質とデザインの商品を配送するものとします。売り手は、商品に関する書類、特に申告書
- 3.2 および証明書を買い手に直ちに送付するものとしますが、買い手による商品の受取から2営業日以内に買い手は、注文された商品を適切に受け入れ、契約で事前に合意された条件に従って期限内に商品の購入価格を支払う義務があります。
- 3.3 商品の欠陥に関するクレームに関連する当事者の権利と義務（契約で合意された契約条件と比較した商品の異なる品質、数量、価格、またはその他の合意されたパラメーター）は、これらのGBCに対して



、本書の不可欠な部分を形成する添付の保証文書に準拠するものとします。保証書で使用される用語は、これらのGBCで使用される用語と同じです。

- 3.4 売り手は、欠陥のない商品を買い手に供給することを約束します。買い手は、民法2099節の規定に従って、欠陥のある供給の下で権利を行使する権利を有します。買い手は、商品への損傷のリスクが生じた後、または（商品への損傷の危険性が運送業者への商品の配達によって生じた場合）買い手が商品を検査する機会を得た後、および商品の特性と数量を確認するために、できるだけ早く商品を検査する義務があります。買い手が企業の場合、買い手は適切な専門的な管理のもと、商品を検査する義務があります。買い手は、<http://complaint.thermacut.net>で利用可能なオンラインフォームを使用して、欠陥を検出した直後に商品の欠陥を報告（請求）する義務があります。買い手は同様に商品の購入の際の苦情に関する文書のコピーを添付するものとします。買い手は、商品の購入に関する元の文書
- 3.5 欠陥を認めた後、販路請求提出を自任とし、売り手は、欠陥は対買の責任連鎖先の詳細な欠陥の説明を含む商品め欠陥であるかどうか、欠陥が保証の対象であるかどうか）、そしてそれがどのように欠陥を取り除くか（商品の修理、購入価格からの割引、商品の交換、商品の返品および購入価格の返却）、売り手は買い手に電子メールで通知するものとする。買い手は、欠陥の評価に必要な売り手への協力を提供する義務があります。売り手は、前項に従って欠陥を除去する方法について通知した後、過度の遅延なしに自己の費用で欠陥の除去を開始する義務があります。
- 3.6 買い手は割引の請求、契約から撤回する権利はありません。さらに、このような場合、買い手は、買入品を新品と交換する場合、保証期間は延長されません。欠陥品の修理の場合、そのような品物に適用される保証期間は、欠陥の報告からその除去までの間、一時停止されます。
- 3.7 売り手は、または非専門的な取り扱い（特に権限のない人による修理または変更）または商品の設置、または商品の不注意な取り扱い、過度の力の使用、不適切な機器または使用によってまたは、商品の本来の使用目的、不適切な操作、または不十分なメンテナンス、特に操作指示に従わない場合、または技術仕様を超えた商品の使用において、買い手または第三者によって引き起こされた欠陥について、責任を負いません。買い手は、不当な欠陥の申し立てにより生じたすべての費用について、売り手に補償する義務があります。買い手から要求された場合、売り手は買い手に対して、欠陥品の
- 3.8 民法第1項の義務の範囲と期間は、おおよそ買い手がその下で権利を行使する方法を、書面での買い手に確認した損害の範囲と責任を負う場合、売り手は実際の損害の範囲内（特に明らかな利益の損失の範囲または無形の損害の範囲ではない）でのみ責任を負います。損害を補償し、契約上の罰金を支払うという売り手の義務は、契約に基づく総購入価格（VATを除く）の25%に制限されます。ただし、故意の不正行為によって損害が生じた場合、または人の健康または人格権の損害に関係する場合、売り手は損害
- 3.9 買入品を補償する義務は、民法2158節に基づく店舗での商品の販売に関する特別条項の契約関係が適用されます。

4. 産業上の権利と著作権の保護、技術的要件

- 4.1 契約の締結により、買い手が売り手の登録商標、商号、会社のロゴまたは特許を使用する権利は生じません。
- また、買い手は、特に断りのない限り、売り手が提供する製品（商品）を購入することにより、売り



手が提供するもの、図面、説明、その他の文書、またはサンプルを買い手に提供する著作権が生じないことを認識しています。

4.2 売り手は、商品のマーケティングにおいて、修正された製品の技術的要件に関する法律番号22/1997 Collから生じる義務に従うことを表明します。

5. 商品の供給と買い手への配送、商品への損傷のリスクの回避

5.1 チェコ共和国の領土にて、買い手が事業所である場合、または買い手が消費者である場合は住所を登録している買い手への商品の供給の時点が考慮されます。

(i) 商品の輸送が契約で合意されている場合：

a) 買い手が事業者の場合、商品の供給の時点は、輸送のために最初の運送業者に商品を配達した時点になります。

b) 買い手が消費者の場合、商品は売り手が提供する運送業者から買い手に引き渡された時点で供給されたことになります。

(ii) 買い手が売り手の登録事務所または事業所で直接（または許可された当事者を通じて）商品を受け入れた時点。

(iii) 買い手による商品の接收が売り手によって可能になった時点。

5.2 チェコ共和国の領土外で、買い手が事業所である場合、または買い手が消費者である場合、登録事務所/事業所を持つ買い手への商品の供給時点は、契約に含まれるインターコムズ2010配達条項によって決定されます。

5.3 商品の損傷のリスクは、GBCの第5.1項が適用されます。上記GBCの第5.1および5.2項）

5.4 運送業者を介した商品の提供の場合、買い手は、輸送メモに記載されたデータが注文と一致するかどうかを書面で商品の引き継ぎを確認する前に確認する義務があります。

輸送メモのデータが契約による事実と一致しない場合、または元の梱包が破損またはその他の方法で破壊された場合、買い手は運送業者の輸送メモに同じことを記載し、運送業者と損害記録を作成するか、

5.5 商品全体として、これらのGBCの第9.7項に規定されているよりも遅く商品への損傷のリスクが買い手自然である買い手が商品を引き継ぐ場合、特に買い手の名前と姓、IDカード番号（または別の身分証に渡った場合のみ、写真を文書化し、遅滞なく事実を売り手に通知します。明誓の番号）、その他の識別データ（該当する場合）、および買い手の署名を含む納品書で商品の引き継ぎを確認するものとします。

法人である買い手が商品を引き継ぐ場合、買い手は、買い手の事業名、登録事務所、法人ID番号、および承認を許可された人物の名前と姓を記載することにより、商品の引き継ぎを確認するものとします

。商品を引き継ぐと、買い手は売り手が満足するように商品を受け入れるために買い手の代理人の承認を

5.6 買認を確適切な義務がある商品の引き取りを拒否した場合は、梱包を受け入れた後、身元を確認する義務を負

期附ありア特枠組み超えおその処理費用が商品の梱包入送権費用確認する義務もありません。

5.7 契約が輸送の価格を明示的に規定しない限り、輸送が合意されていないと判断します。



6. 配達期間、不可抗力による売り手の契約履行の妨害

6.1 商品の配送期間は契約で合意されています。

売り手は、商品の配達期間内であればいつでも商品を供給する権利を有し、商品を部分的に供給する権利があります。

配達期間は、特に自然災害、戦争、動員、暴動及び同様の出来事、ストライキ、ロックアウト、商品の供給を実現するために必要な公式な許可の遅延および拒否（特に商品の製造国の関連当局からの輸出許可）、または第三者に起因する売り手側部品の供給不足、不可抗力および予期せぬ生産停止など、売り手の意志とは無関係に発生し、売り手が契約に基づく義務を履行するのを妨げる、異常で予測

6.2 買手は、購入価格を支払う義務を負います。遅延の発生は、買手の遅延の時間または乗入れによるな障害の発生によるC/Cの第10.2項に含まれないことを指すものではありません。

6.3 商品またはその一部が遅れて供給された場合、買い手は、供給されていない商品の価格（VATを除く）の3%を超えない範囲で、遅れて供給された商品の価格（VATを除く）の0.03%の契約上の罰金を、売り

6.4 売り手は、契約に基づいて供給する義務を負います。商品よりも多くの商品を供給する場合、買い手はそのような過剰な商品の受け入れを拒否する権利があります。

買い手が商品を受け取ったときにそうしなかった場合、すなわち、買い手が納品書または別の文書にそのような不承諾を記載しなかった場合、買い手は商品の過剰な量を受け入れ、契約で合意された商

6.5 商品単価の時点で既に履行に購入価格を支払う義務関係なまは、障害が発生した時点にて、売り手の意志とは無関係に発生した予測不可能で乗り越えられない障害が売り手の契約上の義務の履行を妨げている場合、そのような障害は売り手を損害賠償および契約上の罰金の支払い義務から解放するものとします。

7. 商品の包装と合意された輸送方法

7.1 契約で別段の合意がない限り、梱包と輸送の方法は売り手が選択するものとします。

7.2

8. 購入金額

8.1 商品の購入価格は契約に明記されます。

8.2 契約に別段の定めがない限り、購入価格にはVATが含まれず、輸送費、代引き、保険は含まれていません。

8.3 買い手は、支払いに約束手形を使用する権利はありません。

売り手は、買い手ではなく第三者が提供する履行保証金を受け入れる義務はありません。

9. 請求書、支払い条件、所有権の条件

9.1 買い手は、契約で合意された方法で購入価格を支払う義務があります。

9.2 契約で別段の合意がない限り、買い手は仮請求書に基づいて商品の価格を支払う義務があります。

仮請求書に基づく支払いが合意または適用される場合、買い手は仮請求書に記載されている売り手のアカウントに購入価格を支払う義務があります。

現金でのお支払いの場合、代引きまたは配達後の電信送金で、商品の供給（配達）の際に、売り手は買い手に請求書を提出するものとします。契約で別段の合意がない限り、購入価格は請求書および仮請求書の日付から14日以内に支払われるものとします。売り手は、請求書と仮請求書を電子形式で買い手に送信することも出来ます。



- 9.3 請求書および仮請求書には、売り手と買い手の身分証明書、登録事務所または住所、売り手と買い手のVAT ID（買い手がVAT支払者であり、照会で事実を示している場合）、商品のタイプと数量の仕様、発行日、購入価格の金額、購入価格の満期日、輸送価格の金額（合意されている場合）、および売り手に代わって行動する権限を与えられた人物の署名が含まれます。
- 9.4 売り手は、正当な苦情が売り手によって書面で確認された場合（不良品の購入価格の割引の場合、少量の商品が提供されている場合）にのみ、クレジットノートを発行するものとします。クレジットノートの支払いは、苦情の結果について買い手に通知した売り手の従業員の電子メールアドレスに送信された買い手の支払い要求を受け取ってから10営業日以内に、売り手が行うものとします。要求には、
- 9.5 売銀毎口座買手銀行相互関係およびクレジット手帳からの買手の番号売掛金に対する満期前売掛金や、期日前の売掛金など、買い手から一方的に売掛金を相殺する権利があります。
- 9.6 買い手は、関連費用（VAT、輸送費用、梱包費用など）を含む購入価格の全額支払いによってのみ商品の所有権を取得するものとします。購入価格が全額支払われるまで、買い手は商品の所有者ではないという事実と反する方法で、書面による事前の同意なしに商品を処分する権利がありません。特に、買い手は、商品を別のアイテムにしっかりと取り付けたり、商品を譲渡（販売）したりする権利はありません。
- 9.7 購入価格が電信送金で支払われる場合、購入価格が売り手の銀行口座に入金された時点で、購入価格の支払いが買い手の債務を放棄する場合は、売り手は電子メールまたはその他の電子的手段によるものではない明確な書面でのみ、債務放棄するものとします。
- 9.8 売り手は、買い手の任意の債務免除を買い手からの売掛金を第三者に割り当てる権利を有します。

10. 制裁と契約からの撤回

- 10.1 買い手が購入価格またはその一部を支払うのに遅れた場合、売り手は、遅延の開始されたすべての日について、未払い額の0.05%の金額を買い手に契約上のペナルティを請求することができます。罰金の支払いは、支払い遅延についての法定利息および重大および非重大な損害の補償に対する売り手の権利を売り手と金融債権を支払うのに60日以上遅れている場合、または
- 10.2 (ii) 買い手の資産に関して破産手続きを開始する申立てが提出されている場合、または (iii) 買い手が会社の清算に入る場合、売り手は契約から撤回する権利があります。売り手の買い手からのすべての売掛金は、契約からの撤退の日付で支払期日となります。そのような場合、売り手は購入価格の支払いの代わりに未払いの商品の即時の返却を要求する権利があります。以下は、契約の撤回またはその他の満了後も存続するものとします。(i) 契約違反により生じた損害の補償に関する請求、(ii) 契約またはこれらのGBCに基づく契約上の罰金または延滞利息の支払いに基づく請求 (iii) 契約に基づいて、またはこれに関連して確立された買い手からの売り手の金融債権 (iv) 法律および紛争の解決選択の取り決め (v) 契約からの撤回の場合の売り手と買い手の間の関係
- 10.3 債権規定商品条項に遅れた場合、買い手は、そこから生じた重大および非重大な損害（特に商品の倉庫保管および保管の費用）について売り手に補償する義務があります。また、事前の通知に従って、売り手は、受け入れのために買い手に合理的な追加時間を与えた後に、民法2126節の規定に



ても、法律の規定より優先してはならない。

12. 妥当性と効果

- 12.1 これらのGBCは有効になり、2020年1月1日から施行されており、GBCの以前のバージョンはキャンセルします。